

高額療養費制度（自己負担限度額）の改定について（令和8年8月1日～）

令和8年8月診療分から、厚生労働省による高額療養費制度の見直しに伴い、自己負担限度額が改定されます。

【自己負担限度額（70歳未満）】

所得区分（年収）	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から令和9年7月31日まで	
	月 額 上 限	月 額 上 限	年 間 上 限
区分 ア （約1,160万以上）	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 【多数該当：140,100円】	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％ 【多数該当：140,100円】	1,680,000円
区分 イ （約770万～1160万円）	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 【多数該当：93,000円】	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％ 【多数該当：93,000円】	1,110,000円
区分 ウ （約370万円～770万円）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 【多数該当：44,400円】	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％ 【多数該当：44,400円】	530,000円
区分 エ （約370万円以下）	57,600円 【多数該当：44,400円】	61,500円 【多数該当：44,400円】	530,000円
区分 オ （住民税非課税世帯）	35,400円 【多数該当：24,600円】	36,900円 【多数該当：24,600円】	290,000円

【自己負担限度額（70歳以上）】

所得区分（年収）	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から令和9年7月31日まで	
	月 額 上 限	月 額 上 限	年 間 上 限
現行並所得者Ⅲ （約1,160万以上）	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 【多数該当：140,100円】	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％ 【多数該当：140,100円】	1,680,000円
現行並所得者Ⅱ （約770万～1160万円）	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 【多数該当：93,000円】	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％ 【多数該当：93,000円】	1,110,000円
現行並所得者Ⅰ （約370万円～770万円）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 【多数該当：44,400円】	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％ 【多数該当：44,400円】	530,000円
一 般 （約370万円以下）	57,600円 【多数該当：44,400円】	61,500円 【多数該当：44,400円】	530,000円
低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯）	24,600円	25,700円 【多数該当：24,600円】	290,000円
低所得者Ⅰ （住民税非課税/所得が一定以上）	15,000円	15,700円	180,000円

※多数該当：直近12か月に3回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額です。

※令和9年8月以降、所得区分が細分化される予定です。